参考情報

（※１）計画的付与制度

年休の付与日数のうち5 日を除いた残りの日数について、労使協定を締結すれば、計画的に年休取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は導入していない企業よりも、年休の平均取得率が高くなる傾向にあります。令和７年就労条件総合調査 によると、年休の計画的付与制度がある企業割合は40.8%となっており、その付与日数は「5～6 日」が71.6%（令和６年調査72.4%）と最も高くなっております。

（※２）時間単位の年休制度

年休の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。

【支援策】

各種年休制度の導入にあたっては、働き方・休み方改善コンサルタントによる支援のほか、広島働き方改革推進支援センター等によるコンサルティングや、中小企業事業主の皆様を対象とした「働き方改革推進助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）」もあります。

【お問い合わせ先】

広島労働局雇用環境・均等室 （電話 082-221-9247）